

(案)

契 約 書

| | 品 名 | 数 量 |
|---|--|--|
| 1 | 件 名 | 歩行訓練用器具 (トレッドミル) 1 台 |
| 2 | 契 約 金 額 契約金額の100/108に 相当する金額の単価 (¥ ★) | ¥ ★ うち取引に係る消費税額 円 「取引に係る消費税額」は消費税法第28条第1項及 び第29条の規定により算出したもので、契約金額に 8/108を乗じて得た額である。 |
| 3 | 履 行 期 限 | 平成29年12月31日 |
| 4 | 引 渡 場 所 | 名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1番地の2 名古屋市総合リハビリテーションセンター |
| 5 | 契 約 保 証 金 | 免 除 |
| 6 | 特 約 事 項 | 談合その他不正行為に係わる特約条項あり |

上記について社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団を甲とし、売渡人を乙として、甲乙間において次の条項により契約を締結する。
これを証するため本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団

理 事 長 松井 宣夫 印

乙 売渡人 住 所

氏 名 印

(総則)

第1条 乙は、甲の提示した仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって履行期限内に、契約の目的物（以下「物品」という。）を甲に引き渡さなければならない。

(当然履行義務)

第2条 乙は、この契約について契約書及び仕様書に明示されていない事項でも履行上当然に必要な事項については、甲の指示に従い乙の負担で施行するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、甲の承認がなければこの契約によって生ずる権利及び義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

(検査及び引渡し)

第4条 乙は、物品を納入したときは直ちに甲に報告し、甲の指定した検査員（以下「検査員」という。）の検査を受けなければならない。

2 検査員は、前項の検査において必要があると認めるときは、物品について試験又は試用を行うことがある。

3 第1項の検査に要する費用及びその検査のための変形、変質、消耗またはき損した物品の損失は、すべて乙の負担とする。

4 第1項の検査は、物品の総量の一部を検査することにより、全部の成績の適否を判定する方法によることができる。

5 物品の引渡しは、引渡場所において第1項の検査に合格したときをもって完了する。

(検査の立会い)

第5条 乙は、前条の検査に立ち会わなければならない。

2 乙は、前条の検査に立ち会わなかった時は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

(補正、引き換え及び値引き採用)

第6条 乙は、納入した物品の全部又は一部が第4条第1項の検査に合格しないときは、甲の指定する日までにその物品の補正又は引き換えをしなければならない。

2 甲は、検査の結果、物品に僅少の不備な点があった場合において、使用上支障がないと認めるときは、甲の認定する額を値引きのうえ、これを採用することがある。

(代金の支払)

第7条 乙は、物品を完納し、第4条第1項の検査に合格したのちでなければ、その契約代金の支払を請求することができない。

2 契約代金の支払については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第5条、第6条及び第8条の規定によるものとする。

3 契約金額の支払場所は名古屋市総合リハビリテーションセンターとし、その支払方法は、指定金融機関を支払人とする持参人払小切手によるものとする。ただし、乙の申し出により指定金融機関と為替取引のある金融機関の乙の預金口座に口座振替をすることができる。

(延滞金)

第8条 乙が正当な理由がないのに債務の履行を遅延したときは、遅延日数に応じ、契約金額に年2.8パーセントの割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収する。

2 前項の延滞金の算定の基礎となる日数には、検査に要した日数及び第6条第1項の規定によって完全履行させるため最初に指定した日までの日数は算入しないものとする。

(危険負担)

第9条 物品の引渡し前に生じた損害は、甲の責に帰すべき事由により生じせしめた損害である場合を除き、乙の負担とする。

(かし担保責任)

第10条 乙は、物品の引渡し後1年間その隠れたかしについて担保の責任を負わなければならない。

(履行期限の延長)

第11条 乙は、天災その他やむを得ない事由によって履行期限内に契約の履行ができなくなったときは、履行期限の延長を申し出ることができる。

2 甲は、前項の規定による申し出があり、その事実を確認したときは、履行期限の延長を認めるものとする。

(契約内容の変更)

第12条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、物品の数量もしくは履行期限を変更し、又は履行の中止をさせることができる。

(協議による契約の解除)

第13条 甲は、必要があるときには、乙と協議のうえ、この契約の全部又は一部を解除をすることができる。

2 乙は、前条の規定により物品の数量を変更したため、契約金額が2分の1以下に減少することとなるとき、又は履行の中止期間が契約期間の3分の2以上に及ぶときは、甲と協議のうえ、契約の解除をすることができる。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は、契約期間内に履行の見込みがないとき。

二 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

三 契約の履行にあたり、係員の指示に従わず、又その者の職務の執行を妨げたとき。

四 契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。

五 この契約に定めた条件に違反したとき。

2 前項の規定によって契約を解除した場合においては、乙の納付に係わる契約保証金は、甲が取得する。ただし、契約保証金が納付されていない場合で、乙が履行保証保険契約を締結しているときは、甲はその保証金を取得しその他のときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

(契約解除後の既納物品の取扱い)

第15条 甲は、前条第1項の規定より契約を解除した場合において、既納物品があるときは、その全部又は一部を取得し、その代価を支払うことができる。

2 乙は、前項の規定によって甲が取得した物品以外の物品を甲の指定する日までに、自己の負担において引き取らなければならない。

3 乙が前項の指定された日までに当該物品を引き取らないときは、乙がその物品に対する権利を放棄したものとみなす。

(相殺)

第16条 甲は、この契約において、乙から徴収すべき金額があるときは、その金額と乙に支払うべき契約金額又は返還すべき契約保証金と相殺する。

(疑義の決定)

第17条 この契約書及び仕様書について甲乙間に意見を異にするときは、甲の判断によるものとする。

2 この契約書及び仕様書に定めのない事項について疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第18条 この契約に関して紛争が生じた場合は、当事者間の協議により解決を図るものとする。